

2021年10月05日(火)

小倉 怜子 [本社統括営業本部]

子育て支援の取組み 次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定しました

次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定しました。

次世代法に基づく一般事業主行動計画書

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、

次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 2021年 7月 1日 から 2023年 6月 30日

2. 内 容

<目標1> 男性社員が育児休業や育児目的休暇、子の看護休暇を取得しやすい環境を整備し、計画期間内の、育児休業の取得率・子の看護休暇取得を次のいずれかの水準以上にする。

- ・育児休業取得率を15%以上にする
- ・子の看護休暇を1日以上取得すること。

<対策> 2021年 7月～ 制度の周知内容を総務部会議で検討開始
2021年 9月～ 制度の周知（メール送付・イントラネット掲載）
2021年10月～ 子が生まれた男性社員に対し、個別に育児休業取得の意向の確認、子の看護休暇取得がとれることの周知を実施。

<目標2> 2022年度の年次有給休暇の取得率を70%以上にする。

<対策> 2021年 7月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
2021年10月～ 総務部会議で取組内容の検討開始
2021年11月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

以上

内容はホームページでも公開しております。

子育て両立支援の取組

次世代法に基づく一般事業主行動計画

期間：2021年10月04日(月) 00:00 ～ 2023年06月30日(金) 23:59

カテゴリー： 全社

登録者： 小倉 怜子 [本社統括営業本部] 2021年10月05日(火) 11:56

更新者： 小倉 怜子 [本社統括営業本部] 2021年10月05日(火) 11:56